

■令和6年度第3回（第336回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和6年10月31日（金） 午後2時00分～午後3時00分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、新屋副市長、教育長、水道事業管理者
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、副教育長、総合政策監

【議 題】 市立特別支援学校（知的障害）の新設について

< 提案説明 >

市立特別支援学校（知的障害）の新設について、教育委員会事務局より次のような説明があった。

- ・ 市立特別支援学校（知的障害）の新設をしてよろしいか、また、設置場所について検討を進めてよろしいか伺うもの。
- ・ 国は、インクルーシブ教育システムの構築のため、小・中学校における通常の学級に加え、通級における指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を用意していくことが必要との方向性を示している。
- ・ 本市においても、発達障害・情緒障害通級指導教室の新增設、全ての小・中学校への特別支援学級の整備、二つの市立特別支援学校の設置、市立ひまわり特別支援学校内への知的障害教育部門高等部の開設など、多様な学びの場の整備を進めてきたところ。
- ・ 一方、本市の義務教育段階の児童生徒の内、知的障害特別支援学校に在籍している児童生徒の数は、平成28年度から年々増加を続けている。
- ・ こうした中、本市の児童生徒が通う県立知的障害特別支援学校4校の内、さいたま市の児童生徒の比率が高い県立浦和特別支援学校及び県立大宮北特別支援学校の2校においては、想定受入人数に対する児童生徒の超過数が、それぞれ102人と73人、合計175人となっている状況。
- ・ 想定を超える児童生徒の受入れのため、一つの教室をパーティションで二つに区切って使用しているほか、教室へ転用するため、図書を廊下に配架したり、機械室を児童生徒の心を落ち着かせるためのクールダウン室として使用したりするなどの対応を行っているが、より落ち着いた広い空間での教育環境が望まれる。
- ・ また、県立知的障害特別支援学校の通学区域は広く、ほとんどの児童生徒はスクールバスで通学しているが、混雑する幹線道路を通るために通学に時間を要するなど、児童生徒の大きな負担となっているため、通学時間の短縮が急務である。
- ・ こうした状況を踏まえ、知的障害のある児童生徒の教育環境の改善について、埼玉県と対策についての協議を進めてきたところ、知的障害特別支援学校に通う児童生徒の

増加状況や、本市の児童生徒が多く通う県立知的障害特別支援学校における過密状況、長時間となる通学時間の負担などを踏まえると、知的障害の市立特別支援学校を早急に整備する必要があると考えている。

- ・ 設置場所の候補エリアについて、さいたま市の児童生徒の比率が高い県立浦和特別支援学校においては、所在地の緑区を除くと南区に居住している児童生徒が多く、県立大宮北特別支援学校においては、所在地の西区を除くと桜区と中央区に居住している児童生徒が多い。したがって、通学時間の短縮という観点からは、市南西部エリアを設置場所の候補エリアとすることが適当。

< 意見等 >

- ・ 特別支援学校の設置について、基本は都道府県が行うべき事業であると思うが、市が設置することの法的な根拠はあるのか。また、他指定都市の設置状況は。
 - 学校教育法第80条では、特別支援学校の設置義務は都道府県にあるとされているが、同法第4条第4項においては、指定都市は、県に認可を受けるのではなく、届出をすれば設置することができるかとされている。20市ある指定都市の内、13市において市立特別支援学校（小学部・中学部）を設置している。
- ・ 県立知的障害特別支援学校が過密になっている状況について、埼玉県への対応状況は。
 - 埼玉県では、令和4年度に大宮北特別支援学校で増築棟を供用開始し、令和5年度には岩槻はるかぜ特別支援学校を開校するなどの対応をしてきたところ。一方で、知的障害特別支援学校に通う児童生徒は継続して増加しており、過密状況の改善に向けては、本市においても、更なる対応として市立の知的障害特別支援学校を設置することが必要と考えている。
- ・ 設置場所についてはどのような検討をしているのか。
 - 設置場所として望ましいと考えている市南西部エリアにおいて、利用可能な公有地や、併置が可能な既存施設などを候補地として検討しているところ。設置場所の適否は学校の規模をどの程度にするのかにもよってくるため、併せて検討を進めている。
- ・ 設置場所について、特別支援学校の場合はスクールバスがあるため、安全かつ円滑に出入りができるよう動線確保について配慮する必要がある。そうした観点も含め、新設する場合と既存施設に併設した場合等を比較し検討を進めてほしい。
- ・ また、設置場所の選定プロセスの中では、候補エリアの住民に対して市の考えについての説明や意見聴取を行っていくことが重要。
 - 自治会連合会等への説明や意見聴取を行うなど、丁寧に進めていきたい。
- ・ 学校規模や必要な教員の確保、運営方法等に係る具体的な事項については、埼玉県と協議を行っていく必要があると思う。現在の過密状況も踏まえ、早期の設置が可能となるよう速やかに協議を進めてほしい。

< 結果 >

教育委員会事務局発議の「市立特別支援学校（知的障害）の新設」については、原案のとおり了承とする。

ただし、以下の点に留意すること。

今後、学校規模や運営方法など具体的事項について、県と速やかに協議を行い、早期の設置に向けて取り組むこと。

設置場所の選定に当たっては、スクールバスの安全かつ円滑な動線確保など、周辺環境についても十分考慮しつつ、新設や既存施設への併設など、考えられる設置手法について比較検討を行うこと。

選定プロセスの中で、候補エリアの住民に対し、市の考えについての説明や意見聴取を丁寧に行うこと。

< 会議資料 >

- ・「市立特別支援学校（知的障害）の新設について」